

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会
会長 野崎 和義

公文書の開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成25年8月29日付け玉市土第440-1号及び同日付け玉市管第89-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成25年6月7日付け玉市土第173-1号及び同日付け玉市管第33-1号で行った開示決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

実施機関が保有する文書のうち、一部開示されていない文書があるため、開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての主たる理由は、実施機関が保管している文書は、玉名市情報公開事務取扱要領に定められた要領（手続き）に従わず、不適正に作成されており、不適正な事務取扱を敢行している。

3 審査会の判断

(1) 審査の併合について

平成25年度諮問第6号及び平成25年度諮問第7号については、異議申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同一であることから、行政不服審査法48条において準用される同法36条の規定に基づき、併合して審査することとした。

(2) 審査会の審査の対象について

当審査会は、実施機関が保有する文書に対する開示請求に対して実施機関が行った部分開示決定、不開示決定等につき、調査審議し、当該決定の当・不当の判断をする機関であり（玉名市情報公開条例18条1項）、不開示部分につき

不開示とすることに理由があるか否かにつき判断しなければならない。

そこで、異議申立人の主張をみると、そのうち、2（2）の主張は、実施機関における事務取扱の不適正さを指摘するものであり、その趣旨は、実施機関の事務取扱の適否等についての判断を求め、不適正な事務取扱の是正を求める点にある。

しかし、実施機関の不適正な事務取扱の是正は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断の対象となるものではない。

したがって、異議申立人の2（2）の実施機関の事務取扱の適否等に係る主張部分については、当審査会の判断を控えるものとする。

(3) 未開示文書の有無について

異議申立人は実施機関の開示決定に対し、一部開示されていない文書があるため開示を求めるとするが、異議申立人の主張には、事務取扱の適否等に関する主張の他、未開示の文書が存在することを裏付ける具体的なものは何もない。

そして、実施機関の決定は、もともと全部の開示決定である。

したがって、本件異議申立てに係る公文書開示請求に対する未開示文書があると認めることはできず、実施機関が平成25年6月7日付け玉市土第173-1号及び同日付け玉市管第33-1号で行った開示決定は、妥当である。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美